

古  
代  
編



## 総論

万葉歌人・小野老朝臣が「あをによし寧楽ならの京師みやこは咲く花の薫ほにふがごとく今さかりなり」と詠んだように、奈良・平城京の建都は日本古代国家の中央集権体制を象徴するものであった。しかしいっぽうでは、山上憶良が貧窮問答歌の中で「世中を憂うれしと耻やましと思へども飛び立ちかねつ鳥にしあらねば」と詠み叫んでいるように、律令体制のもとで生活に苦しむ農民の姿があった。本編は右のような律令国家の幕開けとその制度から説き起こし、竹野町が位置する但馬地方の古代史を広く概観するものである。

日本古代の政治体制を貫く原則は律令制度であるが、その律令に規定された諸制度が地方に浸透していく過程にはそれなりの時間的経過があった。そうした律令制下における地方政治の実態をうかがえるものとして『但馬国正税帳』が幸いにも「正倉院文書」のなかに残り、但馬国における社会がある程度理解できるのは一つの特徴である。また古代史解明の資・史料として近年脚光を浴びているものに木簡があり、その但馬に関する木簡も多く発掘・発見され、たとえばワカメなどの海産物をはるばる都に運んで貢納した但馬の民衆が確認されるのも当地方の古代史を明るくしている。さらに一連の東大寺「東南院文書」によって律令社会の底辺に力強く生きた奴婢の人々の実情が理解できるのも但馬古代史の一分野である。

次に律令社会の公地公民主義の基本的な問題として三世一身の法と墾田永年私財法を解説し、荘園の発生について一瞥しておくことも大切である。また、平安期政局の展開と並行して、地方政治の変質を物語るものと

して受領<sup>イリよう</sup>（国司）の活動が引き合いに出されるのが常であるが、但馬でもその受領層の私財蓄積の逸話と彼らの非法に対抗する民衆の姿がみられるので、日本古代史を構築する題材の意味から是非紹介しておきたい。さらに竹野（但馬）は海岸に接した場所であり、このため早くから外国船の来航や漂着が顕著に記録されたのも当地域の特色で、近世における北前船の隆盛とともに海岸部における興味深い歴史事象である。

宗教と文化に関しては各別章に解説されているが、まず式内社が現・兵庫県下の諸地域に比べて但馬に多く集中していることが注目され、寺院としては国分寺跡（日高町）、観音寺、蓮華寺を挙げなければならない。観音・蓮華両寺の古代の寺運や寺観は明らかでないが、奈良時代の傑僧として畿内で宗教的、社会的活動に挺身した行基の開創伝承があることは、民間仏教の地方的発展の問題として無視できないものがある。

本編は以上のように、できるだけ日本古代の通史を基本に据えて、但馬（竹野）における民衆社会が浮かび上がるように叙述してみたいと思う。

## 第一章 古代国家の構造と但馬地方

### 第一節 律令社会の成立

#### 大化の改新

四世紀から七世紀なかばの日本は、ヤマト王朝という大和地方を中心とした国家の中央組織が整い、氏族制度という支配形態が確立していた。すなわち大王（天皇）を中心として有力な豪族は、氏（うぢ）という血縁的原理に基づく組織（中臣氏・蘇我氏・大伴氏など）と、身分的序列を表示する姓（かばね）（臣・連・君・直・首など）をもって秩序化され、また、その大王（天皇）や諸豪族たちはそれぞれの土地と人民を所有・支配していた社会であった。ところが有力な氏族の中には、しだいに皇族の土地や人民をおかす者が出現して政治的動揺をきたし、さらに各氏族に隷属していた人々は自立の道を閉ざされていた。ここに登場してきたのが有名な聖徳太子である。太子は推古天皇の摂政となり、横暴を極めていた雄族・蘇我氏の打倒をめざして庶政の改革にあたったが、その政治体制を根本的に改革することはできなかった。

そこで皇極四年（六四五）、反蘇我氏の中心勢力であった中大兄皇子は、中臣鎌足らとはかつて蘇我入鹿を暗殺し、父の蝦夷（えみし）を自殺に追い込むことに成功した。これが史上で有名な大化の改新と呼ばれるものである。

この政治改革の目標は、中国の律令制度を導入して天皇を中心とする中央集権国家を確立させることであつた。律令制度の律とは刑法の規定で、令とは律に相對する行政法、訴訟法、民法などで、そのような律と令によつ

て統治される国家体制がめざされたのである。

さて蘇我氏を滅亡させた新政府は、群臣を集めて改新の決意を「今より以後、君は二つの政まつりごとなく、臣は朝にふたごころ一あることなし」(『日本書紀』)と宣布し、初めて年号をたてて大化元年(六四五)とした。そして翌二年正月に、今後の政治方針として大化改新の詔みことりを発表した。すなわち『日本書紀』には次のようにみえている(主文のみ)。

其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代こしろの民・処々の屯倉みやけ、及び、別には臣・連とものみやつこ・伴造ともやつこ・国造みやこ・村首むらびとの所有たもてる部曲かきべの民・処々の田莊たどころを罷めよ。

其の二に曰く、初めて京師みやとを修め、畿内国司こほりのみやつこ・郡司ぐん・関塞せき・斥候うかみ・防人さきもり・駅馬えきま・伝馬でんまを置き、鈴契すずしるしを造り、山河を定めよ。

其の三に曰く、初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造れ。

其の四に曰く、旧の賦役もとを罷めて、田の調みつぎを行へ。

右の第一条は、天皇・皇族が所有していた子代こしろ(皇族の直属隷属民)、屯倉みやけ(朝廷の直轄領)や、各豪族が所有していた田莊たどころ(豪族の私有地)、部曲かきべ(豪族の私有民)など、私地私民を廃止して公地公民制にすること。第二条は、都や国、郡を決めて地方行政区画を確立し、関塞せき(軍壘・出城)、斥候うかみ(辺境の監視人)、防人さきもり(辺境防備の兵)、駅馬、伝馬、鈴契すずしるしを配置して軍事や交通制度を整え、全国支配の行政組織を整備すること。第三条は、戸籍や計帳を造り、班田収授の法という土地制度を確立すること。第四条は、旧制の税法を改めて新税法を施行することをうたったものである。

しかしながら、この『日本書紀』にみえる改新の詔は、あまりにもその条文が整っていることから、『日本書紀』の編纂者があとに成立した飛鳥浄御原令や大宝令の条文を参考にして、修飾したものであらうと言われており、史料的价值に疑問が出されている。また、第二条の行政区画としての「郡」については、藤原宮跡から「己亥年十月上狭國阿波評松里」と書かれた木簡が出土し、「己亥年」すなわち文武天皇三年（六九九）の時点でも「郡」ではなく「評」の文字が使用されていたことが明らかとなり、したがって、この郡制度に関する規定は、大化改新当時のものではなく、のちの大宝年間以降に書かれたものであるという学説が強い。以上のように、大化の改新そのものを否定する考え方も提出されているが、旧来の制度が廃止され、古代の政治が変革されて、新時代が成立しつつあったことは異論がないところである。このようにして、大化の改新は従来の氏族社会から律令社会に移行する契機となり、やがて天武元年（六七二）の壬申の乱を経て、大宝元年（七〇一）大宝律令の成立をもって、徐々に律令国家が確立していくことになった。

律令の規定  
と但馬  
律令制度とは、既述のように根本法である律と令によって規定、運営される国家制度を指すが、その律令を補足変更する法令としての格、および、律令格の施行細則としての式も重要な法

典であった。日本における律令編纂事業は、天智七年（六六八）に完成した近江令に始まるといわれ、そのうち、天武年間（六七三―六八六）の飛鳥浄御原律令、大宝元年（七〇一）完成の大宝律令、天平宝字元年（七五七）施行の養老律令と続いた。格と式もすでに奈良時代にはある程度編纂されたといひ、今日、伝存しているのは平安時代の弘仁、貞観、延喜年間の三代の格式である。

さて、大化改新ののち、大宝律令の完成によって律令体制が敷かれたが、その支配組織の中心は、天皇が任

命する官僚による中央集権制であった。令の中央官制によると、二官（神祇官・太政官）八省（中務省・式部省・治部省・民部省・兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省）を根幹とし、八省の下には、さらに職、寮、司などの小官庁が附属していた。

官僚の上層部は、旧豪族によつて占められており、大化改新によつて、彼らは、私地私民を奪われたものの、実際上は、経済的に保証されたものであった。また前代において、臣、連などの姓を持っていた豪族、それに大化改新、壬申の乱の功臣者、および、皇族から分派した貴族層は、父または祖父の威光によつて、上位の位階が与えられ、有利に立身出世できる蔭位（おんい）の制と称す特権をもっていた。それに封戸（ふうこ）（官職による俸禄Ⅱ職封と位階による俸禄Ⅱ位封）、職田、位田などの収入と、帳内（ちやうない）、資人（しじん）という下級官人があてがわれた。

いっぽう、地方官制に目を転じると、全国は国、郡、里の三つの行政区画に分けられ、大宝律令制定のころには、大和以下五八カ国があった。さらに、こうした国々は、五畿（大和・山城・河内・摂津・和泉）と七道（東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海）に区画され五畿七道と称した。

竹野町が存在する現在の兵庫県は、十世紀初頭に成立した『延喜式』によると、摂津国・丹波国・但馬国・播磨国・淡路国から成っていた。その内、但馬国は『日本書紀』によると「多遲麻（摩）」と表記され、平安初期の編纂と推定される『旧事本紀』（国造本紀）も同様である。また但馬の国府（国衙（くにが））は、現・城崎郡日高町の大字府市場付近にあったという説が有力で、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）正月条に「但馬の国の国治（国府）を気多郡高田郷（かうたう）に遷す」とあるが、それ以前の国府がどこにあったのかについては、明確でないのが現状である。



このような地方の国を治めるのは、中央から派遣された国司で、任期は六年が原則であった。その国司は、かみ守、すけ介、じょう掾、さかん目の四等官によって構成されていたが、現・兵庫県の一部であった摂津国だけは、国司と呼ばずに摂津職と称し、その四等官の職名もかみ大夫、すけ亮、しろう進、さかん属と表記された。

『続日本紀』によると、養老六年（七二二）八月、但馬・伊勢・志摩国など一九カ国の国司が国元から入京する際に、馭馬の使用が認められたという記事があり、また、神龜三年（七二六）八月には但馬・志摩・尾張など一二カ国の新任の国司が任に赴く時には、食糧を支給することが許可されている。

今、奈良から平安時代に但馬の国司（守）に就任した人々を文献から抽出してみると、阿部安麻呂、大津船人、楊胡真身、藤原魚名、藤原継繩、橘逸勢、藤原常永、源則理、源章任など九十人近くを数えることができる（「兵庫県史」史料、「編古代一・二参照」）。右の中で、阿部安麻呂は、文献上の但馬国司の最初の人で、楊胡真身は、東大寺大仏建立に尽力し、また橘逸勢は、書道の名人で、嵯峨天皇、空海とともに三筆に数えられ、史上で有名な承和の変（八四二年）で謀反を企てて流罪になった人物である。さらに源章任は、第三章で後述するように典型的な受領国司であった。

次に、各諸国はそれぞれ郡からなり、但馬国は、八世紀の『律書残篇』（律の解説書）によると九郡からなり、日本最初の百科辞典といわれる十世紀の『和名類聚抄』によると、但馬国は、朝来郡・養父郡・出石郡・気多郡・城崎郡・美含郡・二方郡・七美郡の八郡で構成され、竹野は美含郡に属していた。しかしこの両書にみえる郡数の差異については明らかでない。

さて、このような各郡には、郡司が配置されて統治されたが、郡司も大領、少領、主政、主帳の四等官によ

って構成されていた。郡司は任期の期限がなく、多くは国司の推薦によって任命され、特に、大領と少領は、前代の国造（くのみろこ）の系譜を引くその土地の有力豪族が任用されたという。ちなみに養父、朝来郡の郡司には、日下部氏が多く任ぜられ、後述する川人部広井、忍海部広庭、品治部大隅や、『但馬国正税帳』にみえる桑氏連老は、気多郡の郡司であつたと考えられている（『八鹿町史』上巻参照）。

いっぽう、右のような国郡の最下部の地方行政区画の単位として、里（り）があつた。里の名称は、すでに大化改新の詔の中に「凡（すべ）て五十戸を里とす、里毎に長一人を置く」（飛鳥浄御原令・大宝令の転載力）とあり、養老令（戸令）にも「凡（すべ）そ戸は五十戸を以て里とせよ、里毎に長一人を置け」というほぼ同文がみえている。すなわち大化以来、五十戸を一里とし、その里を治める里長を置く国郡里という制度が施行されていた。この五十戸一里制は厳守されたが、どうしても、余りが生じた時には余戸（あまりべ）とした。香住町の余部（あまゑべ）はこの律令制の行政区画に因む地名といわれる。

ところが、『出雲風土記』（総記）に「郷の字は靈龜元年の式によりて、里を改めて郷と為せり」という一文があり、里は郷に改名され、郷の下に二、三の里を編成して、それぞれ郷長と里正を置く郷里制が施行されることになった。しかし、五十戸で一郷（一里）を編成することには実質的に変わらなかったが、この改正に伴い郷を構成する戸を郷戸として、その一郷戸の中に二、三の小家族集団を公認して房戸（ぼうこ）を設けた。

しかしこのような郷里制は、制度上効果が上がらず、天平十二年（七四〇）ごろには、里と房戸を廃止して郷の組織だけを残し、以後、郷制度が展開することになった。

参考までに、八世紀の状況を示す『律書残篇』（律の解説書）によると、既述のように但馬国の郡は九で、

郷は五十八、里は百七とあり、十世紀の『和名類聚抄』にみえる但馬国の美含郡の郷は「佐須、竹野（多加乃）、香住（加須美）、美含（三久美）、長井（奈加井）、餘戸」があり、竹野はタカノと呼ばれていたことがわかる。

## 第二節 律令社会の制度

### 班田收授法

律令国家の根本的な土地制度は班田收授法であつた。この班田收授法は、すでに大化改新の詔にみえていたが、これは一定の年齢に達した人民に一定面積の田地を班給し、その本人が死亡すればその田地を收公する制度で、その班給される田地を口分田くぶんでんと呼んだ。では、その内容を「田令」によつて揭示してみよう。

凡そ口分田を給はむことは、男に二段、女は三分の一を減ぜよ。五年（五才）以下には給はざれ。其の地に寛狭（土地の広狭）あらば郷土の法によれ。

凡そ田は六年に一たび班たまへ。神田、寺田は此の限りにあらず。若し身死したるを以て田を退かへすべくんば、班年に至らん毎に即ち收授に従へ。

凡そ官戸・奴婢の口分田は、良人と同じ。家人けじん・奴婢には郷の寛狭に随ひて、並びに三分の一を班たまへ。

右の令文を要約すると（1）口分田は、満六歳以上の良民の男子に二段、女子には一段一二〇歩を班給する。（2）口分田は、六年ごとに班給する。もしその本人が死亡した際には班給の年に收公する。（3）官戸（公有的賤民）と公奴婢の口分田は良人と同じにする。家人（私有の賤民）と私奴婢の男子には二四〇歩、女子には一六〇歩を班給する、ということになる。

このような班田収授法は、唐の均田法に倣ったもので、有力者の土地兼併を防止して確実に租税を徴取することが目的であった。また、いっぽうでは農民に一定額の田地を利益させて、生活の経済的基盤を与える社会政策的な側面も持っていた。しかしこの班田収授法は、九世紀以降、荘園が成立するにしたがい律令制そのものが動揺して実施困難となり、延喜二年（九〇二）に廃絶した。

### 税の制度

律令制における税目は、租、調、庸、雑徭がおもなもので、その他、仕丁、兵役（兵士・衛士・防人）、出挙、義倉などがあつた。

租は、口分田の収穫に対する現物納で田租ともよばれ、国司の保管のもとに地方財政の費用にあてられた。令の規定によると「凡そ田は長さ卅歩、広さ十二歩を段とせよ、十段を町とせよ、段の租は稲二束二把、町の租は稲廿二束」（田令義解）とあり、口分田の面積・一段につき租稲二束二把、一町につき租稲二二束を納めなければならなかつた。これは、当時の一段の標準収穫高七二束の約三パーセントになるといわれ、比較的軽いものであつたという。

調は「みつぎ」と訓読され、成年男子に課せられるもので、絹、糸、綿、布、その他、海産物、鉱産物など、その土地の名産物を一定額納める人頭税であつた。たとえば正丁（二十一歳から六十歳までの男子）が布を納める場合、長さ二丈六尺、幅二尺四寸のものが大宝令の規定で、次丁（六十一歳から六十五歳の男子）はその半分、少丁は、さらにその半分の布を納めた。また、調の付加税として、染料、漆、紙、



写30 但馬の正倉印  
（『新潟県の文化財』より）

山薑、胡麻油、席、鹿の角など、各地の特産物、工芸品を納入しなければならず、これを調の副物と称した。

庸は「ちからしろ」と訓まれ、調と同じく成年男子に課せられるもので、本来は正丁が年に十日間、都に出て労役する歳役であった。しかし、実際には歳役のかわりに布二丈六尺を納めた。養老令によると「凡そ正丁の歳役は十日。若し須く庸を収るべくんば、布二丈六尺」(「令義解」)とあり、次丁の庸は正丁の半分、中男(少丁)の庸は免除された。

こうした調と庸は、都の大蔵省に納入されて中央政府の費用にあてられたが、その運搬は納税者の義務であったために農民の労力、費用は大きな負担であった。『統日本紀』和銅五年(七二二)正月十六日条に「詔して曰く。諸国の役民、郷に還るの日、食糧絶乏して多く道路に饑乏、溝壑に転填すること其類少なからず。国司ら宜しく勤めて撫養を加へ、量りて賑恤すべし。如し死する者あらば、且つ埋葬を加へ、その名を録して本属に報ぜよ」とか、天平宝字元年(七五七)十月六日条に「勅して曰く。諸国の庸調の脚夫、事を畢へて郷に帰るに路遠く粮絶ゆ、と。また行旅の病人親しく恤み養ふものなく、飢死を免れんと欲して、口を餽ひて生を仮る。並びに途中に辛苦して遂に横斃を致す」などとみえるのは、当時の実情を如実に伝えるものである。

雑徭は正丁が一年に六十日、次丁が三十日、中男が十五日を限度とし、国司の管理のもとで道路や灌漑施設、及び、役所の修理などに従事する徭役であった。国司は私利を計るため期限ぎりぎりまで人々を駆使したといわれ、農民にとっては非常な重圧であった。

仕丁は、五〇戸につき正丁二人が徴用されて都に上り、中央官庁の雑役に服するもので、政府にとっては

造営事業など重要な労働力の源であった。『続日本紀』延暦十年（七九二）九月十六日条に「越前、丹波、但馬……等の国に仰せて、平城京の諸門を壊ち運びて、以て長岡宮に移し作らしむ」とか、『日本後紀』延暦十八年（七九九）十二月八日条に「伊賀、伊勢……但馬……等の国夫を發し、以て造営に充てしむ」とあるのは、長岡京、平安京遷都の事業に但馬の人々も従事したことを物語っている。

兵士役は諸国内の数郡ごとに設けられた軍団に、正丁員数の三分の一の者が兵士として徴発されるものであった。その各軍団で訓練を受けた者は、一部は都に上つて衛士となり、あるいは九州太宰府に下つて防人となつた。なお各諸国の軍団は、上級指揮官にあたる軍毅（大毅・小毅・毅）によつて統制されていたが、但馬国の軍団には気多団と養父団があつた。『但馬国正税帳』には、その軍団の大毅として忍海部広庭、小毅として品治部君大隅という人物がみえる。また、気多軍団には川人部広井という軍毅が知られており、『続日本紀』延暦三年（七八四）十二月十八日条によると、彼は私物を進めて公用を助けたという理由で、外従六位上から外従五位下の位階に昇叙され、さらに翌年二月十二日には本姓の川人部を改めて高田臣を賜っている（『本紀』）。

出挙は、稲や粟を春に貸し付けて秋の収穫後に利息とともに返済させる制度で、政府が行なうものを公出挙、民間が行なうものを私出挙と称した。律令制における公出挙は、当初、貧民救済の目的で実施されていたが、強制貸し付けで五割という高利であり、しだいに租税の性格を持つようになった。

義倉は政府が行なう備荒貯蓄の制度で、富裕者から粟、麦、豆などを寄付、または、徴収して倉に貯え、貧民に支給するものであった。しかし、これも強制的に課されて一種の付加税のようになり、出挙とともに農民にとっては大きな負担であった。

戸籍と計帳

古代の律令国家において、租税の徴収や班田収授法、それに氏姓の決定、兵士の徴発などを実施するために戸籍が作られた。すなわち、戸籍というのは戸（家族）を単位とする古代の人口台帳で、里制の基礎となるものである。

すでに大化改新の詔に「初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造れ」とみえていたが、日本最初の全国的な戸籍は、天智九年（六七〇）に完成した「庚午年籍」である。この「庚午年籍」は、その後永久に保存されることになって、それ以降しばらく戸籍作製は中絶したが、その後には作られたのは『日本書紀』持統四年（六九〇）九月条に「諸国司等に詔して曰く、凡そ戸籍を造るは、戸令に依れ」とあるような飛鳥浄御原令に基づく「庚寅年籍」であった。このような戸籍の作製作業は、「戸令」によると十一月上旬から始まり、翌年の五月までに完成することになっており、各戸主の手実（申告書）に基づいて三部作られ、一部は国内に、二部は中央の太政官に送られることになっていた（『令義解』）。その作製にあたっては、現存の戸籍の巻末に国司と郡司の署名が残っているように国司の役割が大であったが、実際には郡司が中心となり、これに里長が補佐して作られた。

今日、古代の戸籍は「正倉院文書」の中に遺存しており、それらは『大日本古文書』（二）、『寧楽遺文』（上）、『平安遺文』（一・二・九）に収録されている。不幸にして但馬国に関する戸籍は伝存していないが、便宜上、大宝二年（七〇二）の筑前国島郡川辺里（現・福岡県糸島郡志摩村）の戸籍（部分）を掲示すると次のようなものであった。

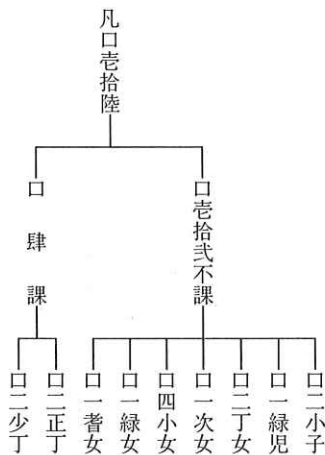
このように戸主を筆頭に、以下一行ごとに氏・姓の人名が記され、その戸主との続柄、年齢、正丁、丁妻、

「筑前国嶋郡川辺里大宝二年籍」

筑前国嶋郡戸籍川辺里  
 戸主ト部乃母曾、年肆拾玖歳  
 母葛野部伊志売、年漆拾肆歳  
 妻ト部甫西豆売、年肆拾漆歳  
 男ト部久漏麻呂、年拾玖歳  
 男ト部和智志、年陸歳  
 女ト部智吾良売、年拾陸歳  
 女ト部乎智吾良売、年拾參歳  
 従父弟ト部方名、年肆拾陸歳  
 妻中臣部比多米売、年參拾漆歳  
 男ト部黒、年拾漆歳  
 男ト部赤猪、年拾陸歳  
 男ト部乎許自、年貳歳

大宝二年  
 正丁、課戸。  
 著女  
 丁妻  
 少丁、嫡子。  
 小子、嫡弟。  
 小女  
 小女、上件二口嫡女。  
 正丁  
 丁妻  
 少丁、嫡子。  
 小子  
 緑児、上件二口嫡弟。

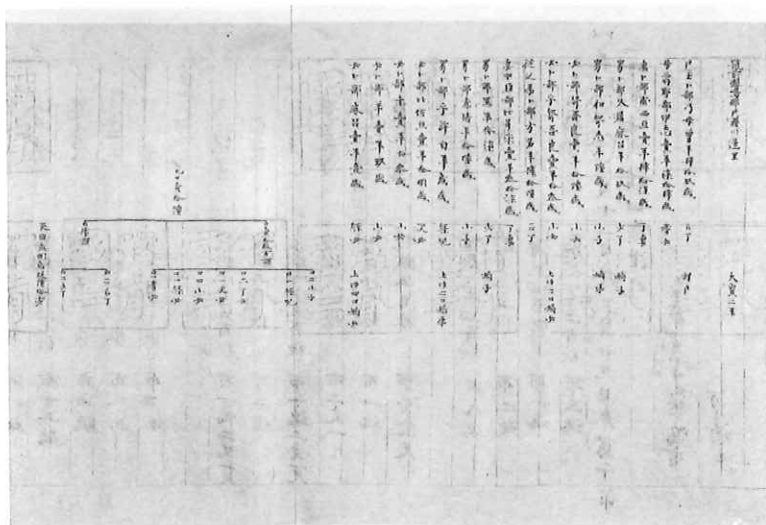
女ト部比佐豆売、年拾捌歳  
 女ト部赤売、年拾參歳  
 女ト部羊売、年玖歳  
 女ト部麻呂売、年壹歳  
 次女  
 小女  
 小女  
 緑女、上件四口嫡女。



受田貳町貳段陸拾歩  
 (正倉院文書)

少丁などの年齢区分、課・不課の別などがあり、最後にこの家族(房戸)の受田額を総計したものが一般的な戸籍であった。なお当時の戸には、家族(房戸)のほかにもその親族共同体(郷戸)も同籍しており、右の戸籍はト部乃母曾(房戸)のみを掲示したものである。

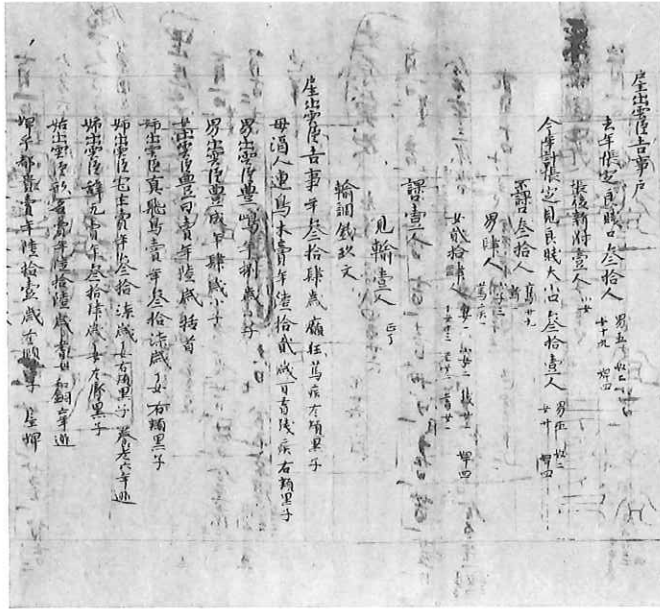




写31 大宝2年(702)筑前国嶋郡川辺里戸籍(奈良正倉院蔵)

このような戸籍は三十年間保存されてその後は破棄されたが、その反古紙は官の写経所に送られ写経の料紙として利用されるのが多かった。なお、その後の戸籍作成は平安時代半ばまで行なわれたが、中世には存在せず天正年間(一五七三―九二)の豊臣秀吉の太閤検地の際に強行され、江戸時代には周知のように宗門人別帳が戸籍の役割を果たすものであった。

律令制の基本台帳として、さらに戸籍と併せて籍帳・帳簿と連称された計帳があった。計帳は調や庸の徴収台帳となるもので、国家財政上の重要な帳簿である。計帳は複雑な過程を経て作製されたもので、その全容については必ずしも明らかでないが、今日、計帳といえは、「手実」、「目録」(大帳目録)、「歴名」(計帳歴名)の三種の総体、もしくはその一部を指している。また計帳は戸籍と同様に大化の改新の詔にその名称がみえていたが大宝令施行(七〇二)以前に存在していたかについては疑問視されている。



写32 神亀3年(726)山背国愛宕郡出雲郷計帳  
(奈良正倉院蔵)

さて、「手実」というのは、各戸主が戸口の姓名、年齢、続柄などを毎年六月末日までに書き上げて、京職(京域内の司法・行政・警察などを司どる官庁)や国司に提出する申告書である。そして、その手実に基づいて京職や国司が一定の書式にしたがって作製したものが「目録」で、国帳、大計帳、大帳とも呼ばれ、各国郡の戸数や調・庸の負担額が記録された統計文書のようなものであった。さらにこの「目録」は八月末日までに計帳使、大帳使という人によって中央政府の太政官に送られ、その後に政府は予算編成などを行う組織になっていた。いっぽう、「歴名」は戸籍と似ていたが、各戸主が提出した「手実」によって各戸が負担すべき調や庸の額などを記載したもので、「手実」と「目録」の中間に位置する文書であったと考えられている。

このような計帳制度は、九、十世紀には衰退して形骸化したのが、今日、断簡ではあるが「正倉院文書」の中に残されており、その詳細を知ることができる。しかし、但馬に関する計帳は戸籍と同様に残存していないので、その計帳の例として有名な神亀三年（七二六）「山背国愛宕郡出雲郷計帳」（現・京都市北区）の一部を次に掲示しておきたい。

左のように計帳の記載は戸籍と類似している箇所もみられるが、各人の容貌が記載されている点が特徴で、それに課役負担者である課口（見輸〈現に調・庸・雑徭の負担者〉・見不輸〈ある期間のみ調・庸・雑徭を免

「山背国愛宕郡出雲郷計帳 神亀三年（七二六）」

戸主出雲臣吉事戸

去年帳定 良賤口參拾人 男五 女十九 婢四

帳後新附老人 小女

今年計帳定見良賤大小口參拾老人 男五 女廿 婢四

不課口參拾人 男一 小女三

男肆人 新一 舊二

女式拾肆人 妻一 小女二 殘女一 婢四

課口老人

見輸老人 正丁

輪調錢 玖文

戸主出雲臣吉事、年參拾肆歳、癡狂、篤疾、左頬黒子。

母酒人連鳥木売、年陸拾式歳、一目盲、殘疾、右頬黒子。

男出雲臣豊嶋、年捌歳、小子。

男出雲臣豊成、年肆歳、小子。

女出雲臣豊日売、年陸歳、括首。

姉出雲臣真飛鳥売、年參拾柒歳、丁女、右頬黒子。

姉出雲臣宅主売、年參拾柒歳、丁女、右頬黒子。

養老六年逃

姉出雲臣辞无売、年參拾肆歳、丁女、左脣黒子。

姑出雲臣形名売、年陸拾陸歳、普女、和銅六年逃。

婢乎都貴売、年陸拾壹歳、左頤 黒子 戸主婢。

（正倉院文書）

除される者）・全輪（調・庸・雑徭の全負担者）・半輪（調の負担者）の別があつた」と不課口が分類して記載された。

このように計帳は、戸籍とともに戸を構成していた人員を詳細に知ることができ、当時の人口研究の文献史料としても重要なものである。なお、近年には各地の遺跡から漆紙文書としての計帳が発見されており、特に茨城県石岡市鹿の子C遺跡から出土した計帳（歴名）は貴重である。

#### 条里の制度

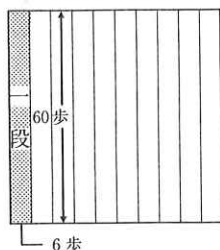
律令体制の土地区画制度に条里制というものがあつた。その制度全体については律令の規定や記録にはみえず不明な点も多いが、現在の遺跡調査や航空写真、および、各地の地名からみて、およそ次のようなものであつた。

まず、ある一定の土地を六町（一町は約一〇六メートル）ごとに区割りし、それに直交する区割りをまた六町ごとに付けると、一辺六町四方の正方形の土地ができる。この一辺六町四方の区画の横の並びを里、縦の並びを条として、（図1）のように上から一条、二条、三条と呼び、横から一里、二里、三里と呼んだ。この一辺六町四方の区画を一般に里（坊ともいう）という。さらにこの里を一町ごとに畦や溝によって縦横に六等分した区画を坪と呼んだ。すなわち、一辺六町四方の区画の地には総計三十六の坪が成立することになる。

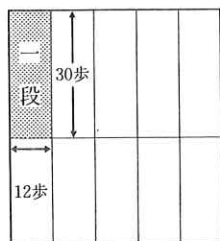
次にこの三十六の坪に番号を付けるが、その方法には（図1）のように千鳥式型と平行式型があつた。このように区画していくと、たとえば（A）の場所は千鳥式によれば三条一里十四の坪と表示され、（B）の場所は平行式によれば三条一里三十六の坪と表示された。

次に一町四方の坪の各辺は令の規定によると六〇歩で、したがって一町四方（坪）の面積は六〇歩×六〇歩

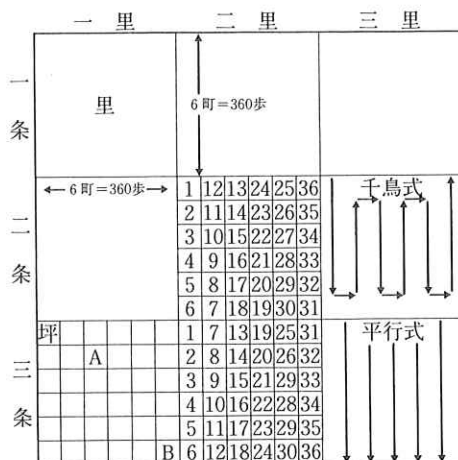
長地形 (図2)



半折形 (図3)



条里制 (図1)



三六〇歩となり、これを換算すると一町一〇段三六〇歩という面積になる。いっぽう、この坪を十等分すると一段となる。その十等分の方法は六〇歩×六歩三六〇歩（一段）とする長地形（図2）と、三〇歩×一二歩三六〇歩（一段）とする半折形（図3）があった。

『日本書紀』の大化改新の詔に「凡そ田は長さ三十歩、広さ十二歩を段とせよ、十段を一町とせよ」とあり、また養老令に同文の規定があるが、これによると半折形を示しており、したがって半折形が基本的な型で、長地形と先行するものであろうという説がある。しかし、半折形と長地形のどちらが古いかについてはなお諸説があって議論が分かれている。

とところで、このような条里制度がいつから開始されたか明らかでないが、大化の改新以前という説と、その後の班田收授法の施行に伴う必要性から開始されたという説がある。このように条里制については解決すべきいろ

いろいろな問題を残しているが、その遺構は、北は東北地方南部から南は南九州に至るまで分布し、特に畿内、および、その周辺から近江、濃尾、福井平野、それに瀬戸内沿岸は高い分布密度がみられる。兵庫県内の各地にも知られており、『兵庫県史』（古代編二）には詳しく説明されている。そのうち但馬地方の条里については円山川流域に残っており、『日高町史』（上巻）、『豊岡市史』（上巻）には詳細に調査してその地図を付けて報告されている。竹野町には現在のところ条里の遺構は確認されていないが、竹野地区の後坪・麦力坪・二町力坪などは、竹野川の氾濫によって大きく変化していると思われるものの、条里制の名残りの地名かもしれない。

## 第二章 古代の民衆と但馬地方

### 第一節 但馬国正税帳

正税帳

正税帳というのは、国司が官稻の一つである正税の一年間の収納高と現在高、支出用途、および、出挙の実情を明記して中央政府に提出した年間収支決算書である。税帳、大税帳ともいわ

れた。またここにいる正税とは古くは大税ともいい、国府の庫（正倉）に貯蔵された田租を指し、これらがおもにその地方行政の費用にあてられるとともに、一部は中央政府に貢納する雑物の交易料にあてられた。したがって正税帳は、当時の地方の財政や民政を伺い知ることができる貴重な史料である。

現存する正税帳は、その殆んどが断簡であるが、天平二年から同十一年（七三〇～七三九）のものが「正倉院文書」の中に二五通ばかりあり、『寧楽遺文』（上巻）、『大日本古文書』（一・二）に収録されている。その内、兵庫県に関するものは但馬国（天平九年）・淡路国（天平十年）・播磨国（年次不祥）と摂津国（天平八年）の正税帳であるが、後者の摂津国正税帳は現・大阪府東成郡（推定）と西成郡に該当するものである。こうした正税帳の様式は、国内を総計した首部、各郡ごとの集計部、末部の尾部から成り、天平期のものには各国印が捺されている。

また正税帳は、国司交替の引き継ぎや次年度の正税帳作成のための必要性から一部は国内に置かれ、二通は

翌年の二月までに中央政府に送られることになっており、民部省の主税寮が検査した（『類従三代格』寛平六年（八九四）九月二十九日付「太政官符」）。なおその正税帳と付属帳簿である枝文を中央へ運ぶ使を「正税使（税帳使）」と呼び、既述の大帳使（大計帳使）、および、朝集使（国司・郡司の勤務評定書の使）、貢調使（調・庸納の使）を合わせて四度使と称した。

但馬国 『但馬国正税帳』は七枚の断簡からなり、さらに尾部が欠損して製作年代が明らかでないが、正税帳 記事の内容から天平九年（七三七）の正税帳であることは間違いない。そこで記事の一部を紹介して説明を加えておきたいと思う。本文は『寧楽遺文』（上巻）によるものである。まず、

依二天平九年五月十九日恩勅一、（一）賑給高年及鰥寡惇獨之徒一、（二）合壹仟貳百壹拾壹人、（三）穀肆伯捌拾捌斛肆斗

九十歳以下 八十歳以下 一千二百一人  
人別八斗 人別四斗

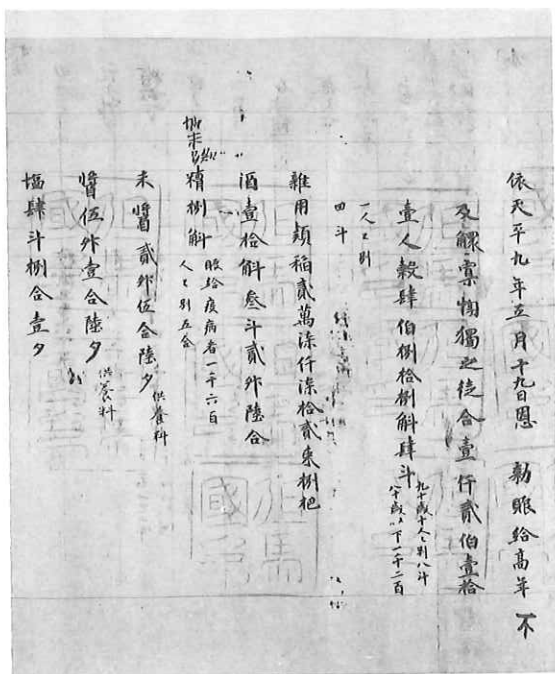
という記載がある。これは天平九年（七三七）の勅に基づいて高年者（八十歳以上）と鰥寡惇獨の人・一二一人に穀四八八斛四斗が支給されたことを示したものである。「鰥寡惇獨」の徒というのは、六十一歳以上で妻なき人を鰥かといひ、五十歳以上で夫なき人を寡かといひ、十六歳以下で父なき人を惇けい（孤）といひ、六十一歳以上で子なき人を独どくと称した人々である（『令義解』）。またこの天平九年の賑給政策は『続日本紀』に「四月以来、疫早並びに行はれて田苗憔悴す。（中略）高年の徒、鰥寡惇獨および京内の僧尼の疾に臥して自存するに能はざる者には量りて賑給を加ふ」（天平九年六月十九日条）とある記事に一致し、疫病流行に伴う救済措置であった。また同正税帳に「依二太政官天平九年六月廿六日符一、賑二給疫病之徒一、（一）合壹仟肆百壹拾貳人、（二）粥糲料稻壹仟貳百壹漆束伍把」とあり、これも『続日本紀』天平九年条に「是の年の春、疫瘡大に発る、初



め筑紫より来り、夏を経、秋に涉りて、公卿以下天下の百姓相繼ぎて没死すること勝て計ふべからず」とある疫病流行に伴う支出であった。後述することくこの年に藤原房前、麻呂、武智麻呂、宇合が死亡したことは史上で有名である。

次に「雑用穎稻貳萬漆仟漆拾貳束捌把」とみえている。この記事は但馬郡内で支出された雑用穎稻（穂のついた稲）の総計で、それは二万七千七二束八把であった。正税には出挙による利稲Ⅱ穎稻と輪租田から徴収される田租Ⅱ粃穀の二種があったが、雑用に供せられる正税は穎稻であったわけである。その雑用穎稻の使途費目は『延喜式』（主税式）に二七の項目が記されているが、『但馬国正税帳』にみえる雑用穎稻の使途費目は表17の通りである。次に、

- 酒壹拾斛參斗貳升陸合(二七)
- 糟捌斛（二七） 賑給疫癘者一千六百人
- 未醬貳升伍合陸夕（二七） 供養料
- 醬伍升壹合陸夕（二七） 供養料
- 鹽肆斗捌合壹夕（二七）



写33 『但馬国正税帳』（奈良正倉院蔵）

表17 『但馬国正税帳』にみえる  
雑用類稲使途費目

使 途 費 目	支 出 量
年 料 春 白 米	6,000.0 <small>束把</small>
副 庸 進 春 米	2,000.0
嶋 官 官 奴 婢 食	600.0
官 奴 婢 食	600.0
醬 履 豆 皮 料	286.0
御 匠 牛 丁 料	190.0
番 難 波 宮 雇 民	2,128.0
造 齋 会 供 養 料	150.0
神 戸 田 租 代	52.9
販 給 疫 病 食	697.2
年 料 読 經 布 施 糸	1,227.5
元 日 設 宴 料	240.0
年 料 修 理 器 仗	5.2
買 伝 馬 料	1,144.0
当 国 所 遺 駅 伝 使	3,350.0
経 過 上 下 使	36.1
中 宮 捉 稲 使	53.4
朝 集 雑 掌 粮	171.5
新 任 国 司 粮	118.2
国 司 巡 行 粮	313.6
供 給 尼 粮	608.5
乳 給 牛 尼 塩	566.4
買 牛 秣 料	28.3
神 戸 奴 料	104.0
運 雜 物 向 京 夫 代	1,000.0
	2,010.0
	3,392.0

(『兵庫県史』第1巻参照)

表18 『但馬国正税帳』にみえる  
国司巡行使途費目

使 途 費 目	巡行日数
春 秋 二 度 出 挙 官 稲	360日
為 觀 風 俗 並 問 百 姓 消 息	198日
領 催 百 姓 産 業	126日
責 計 帳 手 実	247日
檢 校 田 租	126日
為 穀 穎 稲	112日
檢 校 庸 物	231日
収 納 当 年 官 稲	189日
不	206日

(『兵庫県史』第1巻参照)

とある。右の記事は、酒、糟(酒の粕)、未醬(味噌)、醬(もろみ)、鹽(塩)の支出数で、その使途は酒が元旦の設宴や国司の部内視察・巡行など、糟は疫病者に対する賑給、未醬と醬は次に記す「正月十四日讀經供養料」として支出されたと考えられ、鹽は国司巡行の際にもっとも多く支出された。総じて地方財政は類稲や酒、塩が大勢を占めていた。次に、

正月十四日讀經供養料 充稲伍拾貳束玖把(五十二)

讀經貳部(二) 金光明經八卷 嚴勝王經十卷 讀僧 壹拾捌口(二十八)

という記載がある。右は恐らく但馬の国府寺で行なわれた修正会(吉祥悔過きつしうげか)の時の費用を示したものとと思われる。修正会は正月に当たって天下泰平、玉体安穩を祈る法会で、『延喜式』(玄蕃寮)によると諸国におい

て正月八日から七日間行なわれることになっていった。この記事では『金光明經』と『最勝王經』が読まれ、僧一八人が出仕したことがわかる。

その他、この『但馬国正税帳』には国司が管内を一一回視察、巡行したとみえ、その目的と費用、および、その日数が記されている。表18はその国司巡行の使途費目である。「戸令」によると、国司は毎年一回、管内を巡行して儒教的な徳治主義によって礼の秩序を百姓に教導し、郡司の政治実態を檢察することになっており、その意味で『但馬国正税帳』に「風俗を觀、百姓の消息を問う」とか、『和泉国正税帳』に「部内を巡行し、百姓を教導す」などとあるのは、天平期の正税帳にみえる国司巡行の実態を示すものである。

以上のように『但馬国正税帳』は、表17でもわかるように但馬地方の政治の実情、経済を伝えているのであるが、細部にわたるので他の説明は省略したいと思う。しかしなお、器仗（武器・武具）の修理費として穎稻一一四束があてられ、その器仗として但馬では甲、箭、角（軍中の樂器）、弓、槍、鑼、楯が製造されていたことを付け加えておきたい。

## 第二節 木簡と但馬地方

木簡

古代史を構築するために、我々は『古事記』・『日本書紀』および『六国史』などの文献史料と、『正倉院文書』をはじめとする多くの古文書を活用しているが、木簡も古代史研究の重要な史料である。木簡というのは、その定義がかならずしも明確でないが、一応、文字が墨書された長方形の木片を指し、伝達文書や帳簿として使用されたものと、貢進物の荷物に付けられた荷札に分類されている。その木簡

は昭和三十六年（一九六一）に奈良の平城宮跡から発見されたのを契機として、今日では藤原宮や平城宮をはじめ各地の古代遺跡から多数発掘され、その数は全国で五万点以上に及ぶといわれる。殊に第一章の「大化の改新」の項で紹介したように、藤原宮跡から発掘された木簡には「評」という文字が発見され、地方行政区画としてのゲン・コオリの表記が「評」から「郡」に移行するという郡評論争が起こったことは有名で、爾来、古代史研究にとって木簡は欠かす事のできない史料となっている。

但馬に 各地から発掘された木簡の中で、直接竹野に関する木簡は発見されていないが、ここでは広く  
 関する木簡 但馬に関する木簡を紹介しておきたい。

但馬國第三般進上若海藻 御贄一籠

天平十九年二月廿八日

（「平城京」  
木簡一）



写34 平城京跡出土木簡（奈良国立文化財研究所蔵）

右の木簡は、天平十九年（七四七）但馬国が若海藻を贄として中央政府に一籠進上したことを表したもので、その荷物の荷札であったと考えてよい。古代では今日のワカメのことを海藻と書きメと読んだが、右にみえる「若海藻」は文字どおりワカメであった。そして「第三般進上」とあるのは解釈が難しいが、般はハコブ、ウ

ツス、ワカツという語意があり、「第三般進上」はおそらく第三回目として進上するということであろう。

問題はこの若海藻が「贄」として進上されたことである。贄は生贄という言葉があるように、普通は神前に供える食料であるが、この木簡にみえる贄は天皇の食料として諸国が進上する贄（若海藻）であった。すでに贄に関しては大化改新の詔・第四条に調の副物として塩とともにみえており、律令制度が導入される以前のヤマト朝廷時代に存在していた古い歴史をもった慣習であった。しかし、調は本来衣料品で贄は海水産物であり、律令の税制度が整備される過程で調の中に食料品が含まれるようになること、贄は次第に副次的なものに変化し、ついには令文にもみえなくなっていくと考えられている。したがって一般の木簡にみえる贄は、調（税）としての贄なのか判断がつきにくい場合もあるが、令外の慣例として律令政府は贄を徴収していたことが、こうした各地発見の木簡の内容からわかるのである。

このような天皇の食料としての贄は、いうまでもなく新鮮なものが要求された。『延喜式』（宮内省）にみえる諸国例貢の贄の種類・品物は、たとえば但馬国は年魚、生鮭、榎海藻などで、その他、諸国貢進の贄はほとんどが赤貝、鰹、鰻などの魚介類であった。したがって贄の基本的な性格は新鮮な産物であった。また大和国（吉野）では鳩が贄として『延喜式』にみえるが、「鷹鳩但馬国□□□□」（藤原宮跡出土木簡）とある但馬国の鷹、鳩も贄であったと思われる。

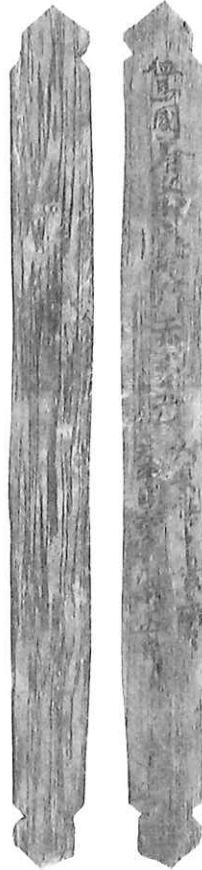
なお先に掲示した但馬国の木簡「若海藻 御贄一籠」の進上は天平十九年の「二月廿八日」の日付を持つが、その二月はワカメ採取の最盛期に当たっており、またワカメがたんなる「海藻」ではなく、「若海藻」とか「榎海藻」と書かれている点も、贄として新鮮な海産物であったことを物語っている。果たしてこの木簡にみえる

海藻が、但馬国のどこの場所で採れた海藻であったのか、もしも竹野の海岸であったならば天平時代の夢はさらに広がってくる。

但馬國養父郡老左郷赤米五斗 村長語部廣麻呂

天平勝寶七歲五月

(平城京  
木簡二)



写35 平城京跡出土木簡(奈良国立文化財研究所蔵)

右の木簡は現・八鹿町小佐にいた広麻呂が天平勝寶七年(七五五)に赤米を中央に届けたその荷物の荷札であったと考えられる。赤米は外来の水稲である。この赤米を運んだ広麻呂の肩書は村長で、また語部かたぐべであった。語部というの古い伝承を語り伝え、また公式の儀礼でこれらを奏することを職業とした部(皇族や豪族が個々に所有していた人々)である。彼らは農民、漁民などの特殊技能者で構成されていたので、広麻呂も但馬の養父郡あたりに伝えられた古い民謡などを語っていた特殊技能者であったことが想像される。このような語部は、『延喜式』(神祇七)によると、天皇の即位儀礼としての大嘗祭に、七カ国から合計二八人の語部が招集さ

れることになっており、その内、但馬国からは七人の語部が割り当てられていた。その意味で但馬国は古代から伝承と抒情の豊かな土地柄であったことがしのばれる。次に左のような木簡が発掘されている。

但馬國城崎郡那佐郷官府腊雲龍

神護景雲三年□月二方部豊嶋六斤

(「平城宮発掘調査  
出土木簡概要」四)



写36 平城京跡出土木簡(奈良国立文化財研究所蔵)

これは現・豊岡市奈佐にいた二方部豊嶋が神護景雲三年(七六九)に「腊雲龍」六斤を貢上したことを伝えていゝる。豊嶋の冠称「二方部」の二方は姓氏の氏うぢと考えられ、また部は既述の語部と同じように部であるから、豊嶋は城崎郡奈佐地方の豪族に隸属していた部民であったと思われる。その豊嶋が進上した「腊雲龍」の「腊きた」とは、乾燥した肉片という意味で、「雲龍」は雲胆うにの誤記であろうと考えられている。

但馬國衛士車持足月養錢六百文府置死人分

(「平城宮発掘調査出  
出土木簡概要」十五)

右の木簡は、但馬国から徴発された衛士・車持足月が都で死亡したが、その養錢（生活費）六〇〇文は衛士府に置かれている、という意味であろう。衛士というのは、第一章でも説明したように正丁三人に一人の割合で徴発され、上京して衛門府・左右衛士府に配属されて都城を警備する兵士である。衛士を出した房戸（小家族）は雑徭分（そちやうぶん）でその衛士を資養するのが本来であったが、雑徭が免じられて錢六〇〇文がその衛士の生活費とされたものである。なお平城宮跡から発掘された木簡に「備中國英賀郡衛士帶部益國養錢六百文」とあるのも衛士にあてられた養錢の付札である。

その他、但馬に関する木簡には「但馬國養父郡賀母郷白米五斗」（『平城宮発掘調査』十四）、「但馬國七美郡射添」（『平城宮発掘調査』十四）、「但馬國出石郡」（『平城宮発掘調査』四）、「但馬國」（『平城宮発掘調査』十五） というのが知られている。

### 第三節 但馬の奴婢

奴婢の売買

律令制下の身分制度において、人々は良民と賤民に大別され、その中で賤民は、（りやうこ） 陵戸、（かんとこ） 官戸、家人、公奴婢、私奴婢に峻別されていた。これらの人々は一般の通婚は許されず、また所有者



写 37 平城京跡出土木簡（奈良国立文化財研究所蔵）



の私財とみなされたので、しばしば売買の対象とされたのである。このような奴婢の実情は『寧楽遺文』（下巻）に収録されている一連の「東大寺奴婢帳」によって明らかにすることができるが、本節では但馬に存在した奴婢の地位向上を物語る実話についてふれておきたい。

奈良東大寺の塔頭であった『東南院文書』（現・正倉院所蔵）の「但馬国司解」（天平勝宝二年正月八日付）によると、「但馬の国司に解す、奴婢を進上申す事、合わせて奴婢伍人三人奴を進上、価は稻肆仟伍伯伍拾束（四千五百五十）とあつて、東大寺の大仏がほぼ完成した天平勝宝元年（七四九）九月、孝謙天皇は大納言藤原仲麻呂に東大寺に奴婢を貢進するように命じた。その条件は容貌端正で、歳は三十以下・十五以上の者、そして彼らの買い上げ費は諸国の正税をあてよ、という内容であった。仲麻呂は早速この勅を太政官に伝え、太政官は民部省にその旨を下し、天平勝宝元年九月二十日、「民部省符」が諸国に発給された。

こうした奴婢貢進の省符を受領した但馬国司（楊胡史真身）は、翌天平勝宝二年（七五〇）正月八日、朝集使の賀茂直秋麻呂に引率された奴婢五人を東大寺に貢進した。なお参考までにこの時の省符によって美濃国からは六人、近江国から五人、丹後国から四人の奴婢が貢進されている（「東大寺奴婢帳」）。

さて但馬国から貢進された奴婢五人の人物は先の「但馬国司解」によると「奴池麻呂」「奴糟麻呂」「奴藤麻呂」「婢田吉女」「婢小当女」であった。そしてその「但馬国司解」が説明するところによると、池麻呂は二十四歳、唇左に黒子、出石郡少坂郷の戸主・宗賀部乳主の奴で、売価は九〇〇束であった。糟麻呂は二十四歳、右目に疵、出石郡穴見郷の戸主・大生直山方の奴で、売価九〇〇束であった。藤麻呂は十五歳、鼻左に黒子、出石郡穴見郷の戸主・土師部美波賀志の奴で、売価は八〇〇束であった。田吉女は十九歳、左頬

に黒子、朝来郡桑市郷の戸主・赤染部大野の婢で、売価は一〇〇〇束であった。小当女は十七歳、右頸に黒子、二方郡波太郷（現・温泉町八田）の采女直玉手女の婢で、売価は九五〇束であった（天平勝宝二年正月八）。

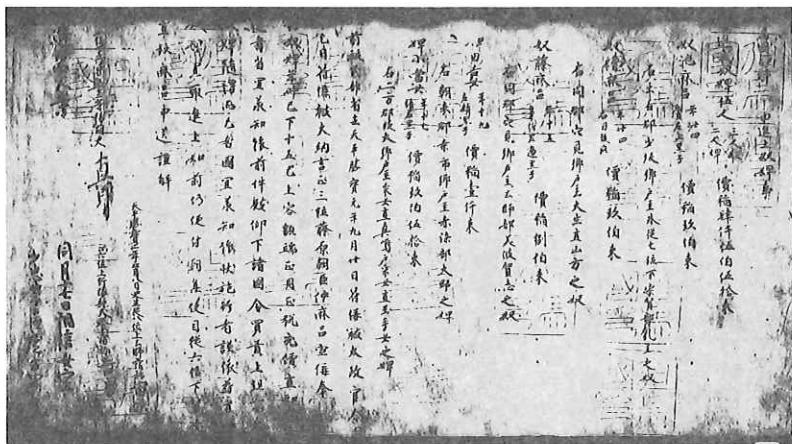
奴婢の逃走

このようにして但馬の奴婢五人は、東大寺の雑役に従事することになったが、当時の東大寺にはその前後にも諸国から多くの奴婢が集められていた。『楽寧遺文』（下巻）に収録される「東大寺奴婢帳」はそれらを実証するもので、『続日本紀』天平勝宝元年十二月二十七日条に「東大寺に：奴百人、婢百人を施す」とあるのも同様である。

ところで話を元に戻すと、天平勝宝二年（七五〇）二月二十六日、池麻呂と糟麻呂の二人は東大寺を逃走して旧家の但馬に戻って来た。そこで国司は二人を捕らえ、三月六日、糟麻呂の旧主・大生直山方を付けて再度東大寺に貢進したのである

（天平勝宝二年三月六日付、但馬国司解）

いっぽう、藤麻呂も東大寺を抜け出し、同年四月二十五日に旧家に舞い戻って来た。国司は藤麻呂を捕らえ、旧主・土師部



写38 天平勝宝2年(750)但馬国司牒 (東南院文書・奈良正倉院蔵)

美波賀志を付けて東大寺に再び送還することにした。五月九日のことであつた(天平勝宝二年五月九日。日付但馬国司牒)。そこで美波賀志は、早速東大寺に出頭して藤麻呂を送り届けたが、その際、東大寺三綱(さんこう)(寺院の役人)。上座(じょうざ)・知事(ちじ)・都維那(いなの)をいう)の返抄(受領書)一通を受け取つた。その中にはもちろん藤麻呂受領のことが書かれていたが、もう一項目には先に送還されたはずの池麻呂と糟麻呂が三月十六日に再度逃走したことを通達したものであつた(天平勝宝二年五月十三日。日付東大寺三綱案)。

このように再度東大寺を抜け出した池麻呂と糟麻呂であつたが、この内、糟麻呂は同年六月二日、また旧家の但馬に帰来していた。国司は再度糟麻呂を捕らえ、旧主・山方を付けて送り返す旨、東大寺宛てに牒を出した(天平勝宝二年六月二日。日付但馬国司牒)。すなわち糟麻呂は三たび東大寺に貢進されたのである。糟麻呂の消息はこのように判明するが、これが最後の史料であり、もう一人の池麻呂の行方については明らかでない。

さて天平勝宝二年六月二十六日付の但馬国司の牒(ちよう)を受け取つた東大寺側は、この二人の対応について協議し、次の「東大寺三綱牒(案)」にみえるような決議を下した。

東大寺三綱 但馬国司に牒す。

奴糟麻呂 奴池麻呂 同じき日に逃走せり。

牒す。上件の奴、重数(しげば)逃走す。故に即ち本主大生山方に付して送還す。但し、先の官符によりて交易して貢上すべきのみ。今、状を注し以て牒す。

天平勝宝二年七月二日 都維那僧

上坐法師

## 知事法師

すなわち、糟麻呂と池麻呂は重ねて逃走するので、東大寺はこの契約を破棄し、旧主・大生山方に付けて彼らを送還する。ただし、先の符によって別の奴婢を貢進せよ、という内容である。とうとう東大寺は匙さしを投げ出したのであった。

ところで田吉女と小当女はどうなったのであろうか。田吉女についてはその消息を記す史料がないが、小当女は「下総国司解」（天平勝宝三年五月二十一  
日付・菅孝次郎所蔵文書）によると「古麻佐賣」として登場し、遠く下総国まで逃走していた。

すなわち小当女（古麻佐賣）は、天平勝宝三年（七五一）四月一日、下総国香取郡の婢であったいなずめ稻主賣（二十一歳）と一緒に奈良の法華寺から逃走して来たというのである。そこで国司はこの二人を捕らえ同年五月二十一日に送還した。おそらく小当女は東大寺から法華寺に転売されていたのであろう。この「下総国司解」は古麻佐賣について「年拾玖歳」と記しているが、「但馬国二方郡婢」「頸右黒子」と説明しているので、冒頭の「但馬国司解」（天平勝宝二年  
正月八日付）にみえた「婢小当女 年十七 頸右黒子」と同一人物であったことは間違いない。

以上のように但馬の奴婢五人の動向が確認されるのであるが、そこには当時の奴婢の人々の苛酷な生活と、何回となく逃走して抵抗する姿があった。我々は尊大な大仏建立事業の陰に、このような奴婢の人々の労働と汗が、歴史事実として存在したことを厳粛に受け取る必要があるだろう。